

島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業

助成金申請の手引き

Ver.5.0

令和7年4月

＜令和7年度交付申請受付期間＞
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/island-pv>
受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)
9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ.....	1
1. 事業概要.....	2
1.1 目的(実施要綱第1条参照)	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請手続きの流れ	3
2. 助成内容.....	4
2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)	4
2.2 助成対象者(交付要綱第4条参照)	4
2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)	6
2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)	7
2.5 助成金額(交付要綱第7条参照)	13
2.6 注意事項	14
3. 交付申請から助成金交付までの流れ	17
3.1 交付申請(交付要綱第8条参照)	17
3.2 審査	18
3.3 交付決定(交付要綱第9条参照)	19
3.4 実績報告(交付要綱第 19 条参照)	19
3.5 助成金の額の確定(交付要綱第 20 条参照)	19
3.6 助成金の交付(交付要綱第 21 条参照)	20
3.7 交付の条件(交付要綱第 10 条参照)	20
4. その他必要に応じた手続き等.....	21
4.1 申請の撤回(交付要綱第 11 条参照)	21
4.2 助成事業の承継(交付要綱第 12 条参照)	21
4.3 事情変更による決定の取消し等(交付要綱第 13 条参照)	21
4.4 助成事業の計画変更に伴う届出(交付要綱第 14 条参照)	21
4.5 事業者情報の変更に伴う届出(交付要綱第 15 条参照)	22
4.6 債権譲渡の禁止(交付要綱第 17 条参照)	22
4.7 助成事業の中止又は廃止の届出(交付要綱第 18 条参照)	22
4.8 交付決定の取消し(交付要綱第 22 条参照)	22
4.9 不正手続等に対する措置(交付要綱第 22 条の2参照)	22
4.10 本助成金の返還(交付要綱第 23 条参照)	23
4.11 違約加算金(交付要綱第 24 条参照)	23
4.12 延滞金(交付要綱第 25 条参照)	23
4.13 他の助成金等の一時停止(交付要綱第 26 条参照)	23
4.14 財産の管理及び処分の制限(交付要綱第 27 条、第 28 条参照)	23
4.15 助成事業の経理(交付要綱第 29 条参照)	24

4.16 調査等、指導・助言(交付要綱第 30 条、第 31 条参照)	25
4.17 個人情報等の取り扱い(交付要綱第 32 条参照)	25
5. 申請及び実績報告の提出書類について.....	25
5.1 提出書類一覧	25
5.2 提出書類に関する注意事項等	31
6. 提出書類作成例	34

改定履歴

Ver	更新年月	当該箇所	改定内容
1.0	令和4年10月	—	初版発行
2.0	令和5年4月	全体・各箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・誤字脱字など軽微な修正 ・申請受付期間の更新 ・補足の追加
		各箇所	助成事業完了日の定義に「国補助金等の他の補助金額確定通知日」を追加
		2.3 助成対象設備	太陽光発電設備の定格総出力及び蓄電池の定格容量の単位を「小数点以下第3位を切り捨て」に変更
		2.4 助成対象経費（1） ※2	蓄電池と一体型のハイブリッドパワーコンディショナーの経費算出の考え方を変更
		2.4 助成対象経費（1） ※4	増設について補足を追加
		2.4 助成対象経費（2）	野立ての場合の基礎工事について補足を追加
2.1	令和5年11月	全体・各箇所	誤字脱字など軽微な修正
3.0	令和6年4月	全体・各箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱改正に伴う改定 ・工事遅延報告の削除 ・計画変更等の届出への変更 ・実績報告期限の変更 ・補足の追加
4.0	令和6年8月	2.4 助成対象経費（3）	・キャッシュバック等について記載
		4.9 不正手続等に対する措置	・追加
5.0	令和7年4月	全体・各箇所	交付要綱改正に伴う改定

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業」（以下「本事業」という）に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願ひいたします。

1. 本事業の実施については、「島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があつてはなりません。
3. 助成対象設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。公社は、本助成金の交付対象として設置された設備について、本助成金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
4. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に對し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
6. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

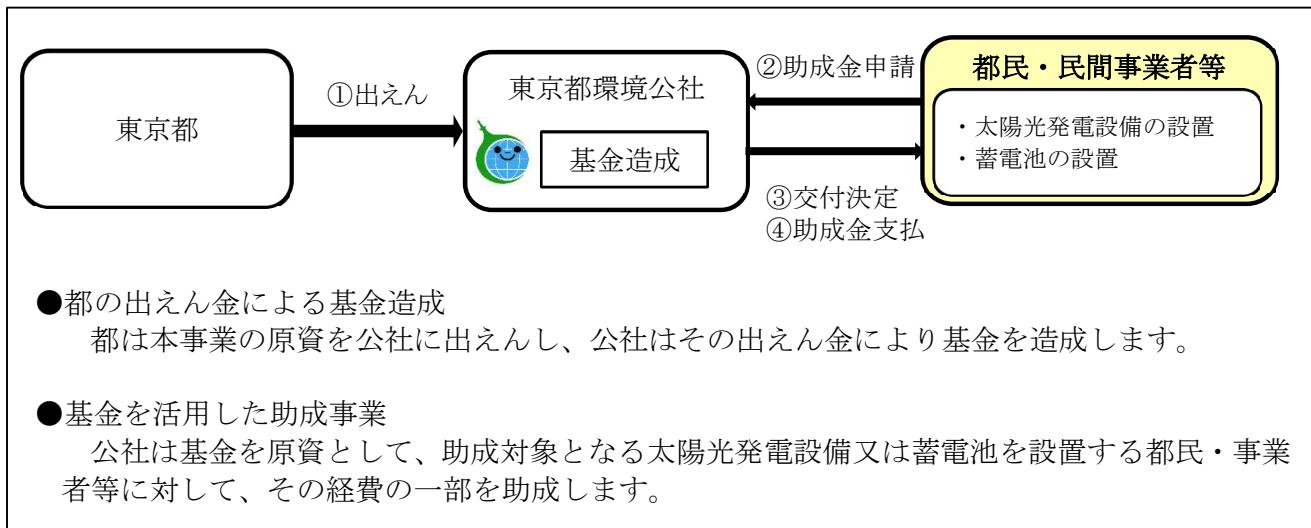
また、機器設置にあたっては、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守するよう、お願ひいたします。

1. 事業概要

1.1 目的(実施要綱第1条参照)

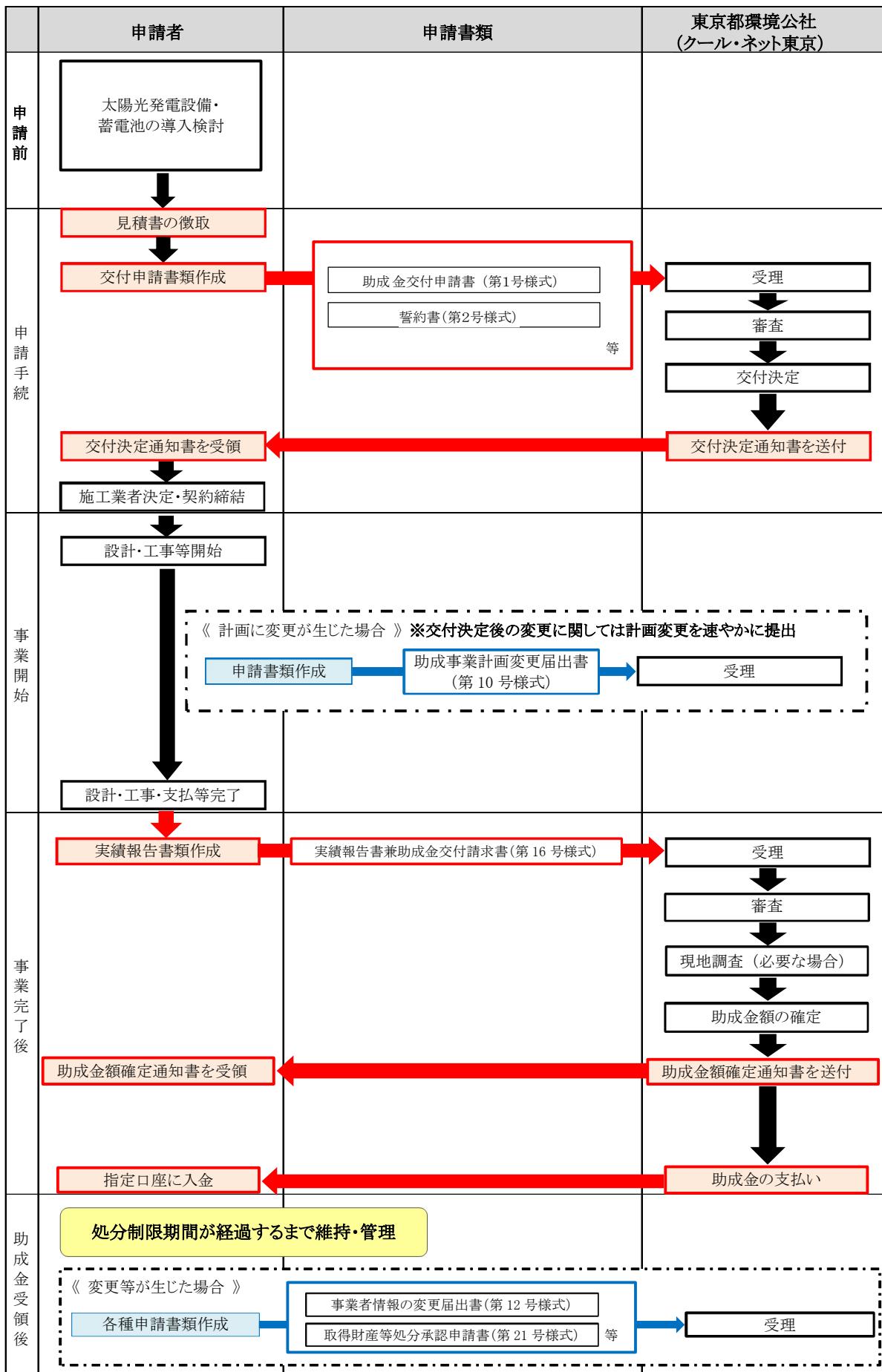
本事業は、島しょ地域に太陽光発電設備又は蓄電池を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、都道府県の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進していくこと等を目的として行うものです。

1.2 事業スキーム



- 事業実施期間 : 令和4年度から令和8年度まで(助成金の交付は令和9年度まで)
- 本事業の累計予算額 : 7億5,152万円

1.3 申請手続きの流れ



2. 助成内容

2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)

助成金の交付対象となる事業（助成対象事業）は、島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等に助成対象設備を設置し、当該設備から得られた電気を当該施設、住宅等で消費する事業であって、以下の要件を全て満たすものとします。

- ・「①太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する事業」又は「②蓄電池を設置する事業」
※ ②は、太陽光発電設備が既に設置されている施設又は住宅に限ります。当該発電設備から得られた電気の全部又は一部を蓄電するものとします。
- ・太陽光発電設備を設置する事業では、当該設備の年間発電量は、電気を供給する施設又は住宅の年間消費電力量の範囲内とします。
※ 休日や夏季休業等の時間帯にやむを得ず余剰電力が生じる場合、その余剰分をFIT制度によらずに電気事業者との個別契約において売電等を行うことは構いません。なお、その際は、締結された電力の売買契約書等の写しを提出してください。
注意) 売電を主目的（発電電力>消費電力）とした事業は対象外です。
- ・太陽光発電設備を設置する事業では、当該設備による発電で得られるすべての環境価値を、助成事業完了日から処分制限期間（4.13 参照）が経過するまでの間、都に無償で譲渡するとともに、譲渡した環境価値を都有施設における電力使用に充当します。申請者自身で環境価値を利用することはできません。
- ・本助成金以外に都、公社又は都の助成金の交付を受け助成金交付事業を行う者から、本事業と同一の事業目的及び対象の助成金等を受給した又は今後受給する事業は対象外です。
- ・助成対象設備について島しょ地域という自然条件を踏まえ、構造上安全な状態を確保するとともに、塩害を考慮した必要な対策を施してください。また、必要に応じて、安全性等を確認する書類を提出してください。

2.2 助成対象者(交付要綱第4条参照)

(1) 助成金の交付対象となる者（助成対象者）は、以下に掲げる要件を全て満たす者のうち助成対象事業を実施する者です。

事業者の種別	
ア	民間企業
イ	個人事業主
ウ	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者
サ	個人
シ	島しょ地域の町村
ス	管理組合等（建物の区分所有等に関する法律に規定された管理者又は同法の管理組合法人、集合住宅の建築主）

- ※ 1 本手引きは、民間事業者（上記ア～サ、ス）を対象とした内容となっております。シの島しょ地域の町村が助成対象者となる場合、一部内容が異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせください。
- ※ 2 国及び都内島しょ地域の町村を除く地方公共団体は、助成金交付の対象外です。
- ※ 3 助成対象者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。
- ※ 4 助成対象者の本社等所在地については、都内であることを限定いたしません。ただし、助成対象設備を導入する施設及び電気消費施設は、「都内島しょ地域」である必要があります。

- (2) リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、以下の要件を全て満たすときに限り、助成対象者となります。
- ・リース事業者が（1）の要件を全て満たし、助成対象事業を実施するリース使用者とリース契約を締結している。
 - ・リース使用者が、（1）の要件を全て満たしている。
- (3) 上記にかかわらず、以下の者は、助成対象者とはなりません。
- ・過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者
 - ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等
 - ・法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- (4) リース契約を行う場合、リース事業者（リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者）及びリース使用者（リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者）について、(3) の規定を適用します。
- ※1 リース契約により助成対象設備を設置する場合は、リース事業者とリース使用者が共同で申請してください。
- ※2 リース事業者及びリース使用者それぞれの「誓約書」及び「身分を証明する書類（身分証明書、登記簿謄本等）」が必要となります。
- ※3 同一事業において、自己購入とリースの併用は認められません（太陽光発電設備はリース、蓄電池は購入等）。
- ※4 リース事業者は1申請につき1社とします。
- ※5 助成事業の運営・管理等をリース使用者、又はリース事業者以外が行う場合、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください（(5) 参照）。

リース契約の申請スキーム		
助成対象者	共同申請者①	共同申請者②
リース事業者	リース使用者	なし

⚠【リース契約とは】

本事業におけるリース契約とは、以下の要件に該当するものをいいます。

- ・助成対象設備の所有者であるリース事業者が、当該設備のリース使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、リース使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料をリース事業者に支払う契約であること。
- ・リース期間中に当事者の一方または双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ・リース使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(5) 「第三者所有モデルによる設置」も対象となります。発電事業者が建物所有者から屋根等を賃借し、太陽光発電設備を設置するとともに、当該設備から発電された電力を当該建物所有者又は入居者（以下「需要家」という。）に対して売電を行う、いわゆる「第三者所有モデルによる設置」についても本事業の対象となります（助成対象者は発電事業者となります。）。ただし、助成対象者は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ・太陽光発電設備が発電しない時間帯における電力について、他の小売電気事業者と自由に契約ができる旨を契約前に需要家に説明してください。
- ・太陽光発電設備が発電しない時間帯における電力需給契約について、需要家との契約書に①他の小売電気事業者と自由に契約できること、②助成対象者と契約する場合においては、需要家の意向に応じ速やかに契約解除ができることを記載してください。
- ・本助成金は、太陽光発電設備の導入のためのみに充当しなければなりません（助成対象者が需要家と太陽光発電設備が発電しない時間帯における電力についても電力需給契約を締結する場合、当該電力料金について、本助成金を理由とする割引を行うことはできません。）。

第三者所有モデルの申請スキーム			
	助成対象者	共同申請者①	共同申請者②
リースなし	発電事業者	需要家	なし
リースあり	リース事業者	発電事業者	需要家 (リース使用者)

※ 上記に該当しないスキームの場合、事前に公社に相談してください。

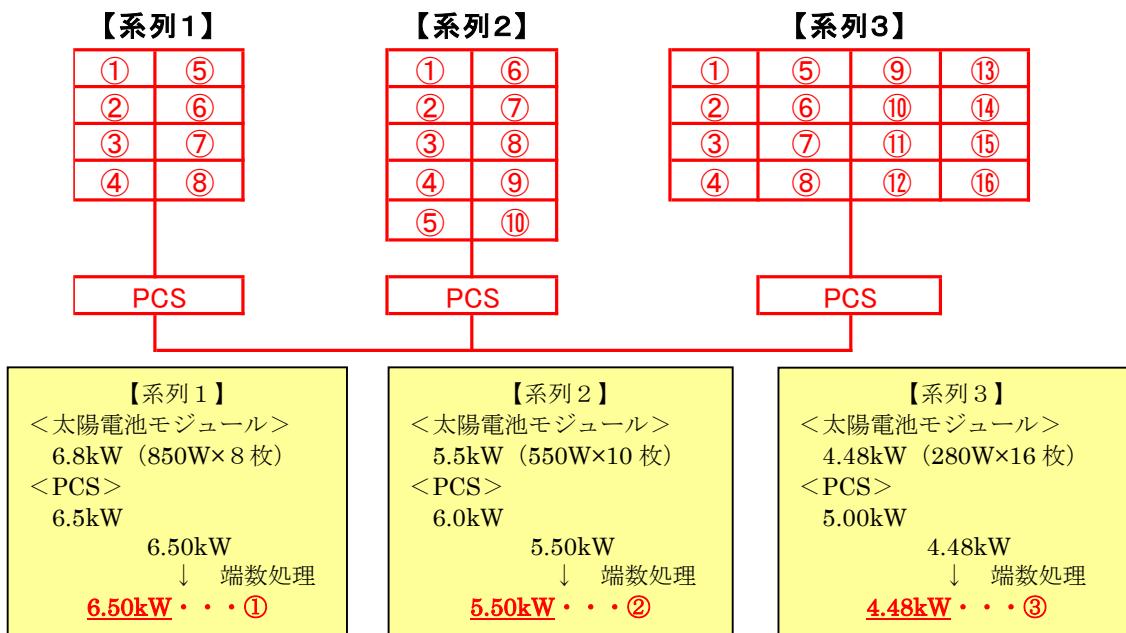
2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)

助成対象設備は太陽光発電設備及び蓄電池（パワーコンディショナー含む）となり、以下の要件に適合するものとします（助成金の交付決定にあたり、「3.7 交付の条件」に定める事項を満たすものとします。）。

- ① 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けない**自家消費を主たる目的**としたもの（FIT制度により売電することを禁止します。）
 - ※ 上記認定を受けている既設太陽光発電設備から得られた電気を蓄電する蓄電池を設置する場合、交付申請時までに認定期間が終了又は認定を解除していることを条件に助成対象とします。交付申請時に証明できる資料を提出してください。
 - ※ 上記資料は令和6年度事業では実績報告時までの提出を要件としていましたが、令和7年度事業より交付申請時点での提出が必要となりました。令和7年3月31日までに交付申請をしていた助成対象者は実績報告時に資料を提出してください。
- ② 未使用品
実績報告時の保証書により、購入した設備が未使用品であることを確認します。
- ③ 太陽光発電設備について
 - ・太陽光発電設備を構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたもの若しくは同等以上又は国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの（認証の有効期限内の製品に限ります。）
 - ※ 1 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の JETPVm 認証（モジュール認証）は以下ウェブサイトから確認できます（随時更新されます。）
https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf
 - ※ 2 国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものの場合、認証されていることが確認できる資料（仕様書、カタログ等）を提出してください。様式内の URL で確認出来る場合は提出不要です。

- 太陽光発電設備の定格総出力は、太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー(PCS)の定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値とします。
- ※ 定格総出力の単位を kW とし、小数点以下第 3 位を切り捨てします。複数系列に分かれる場合、系列毎に定格総出力を計算し、各系列の出力の合計値を算出します。

<出力計算例>



上記の太陽光発電設備の出力の合計値は**①+②+③=16.48kW**となります。

④ 蓄電池について

- 定置用
- リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も対象となります。
- 電力系統からの電気より太陽光発電設備からの電気を優先的に蓄電するものとします。
- ※ 定格容量の単位を kWh とし、小数点以下第 3 位を切り捨てします。
- 主に個人等が設置する戸建住宅向けの蓄電池について、国が令和 4 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) により登録されていることが必要です。SII による登録済製品一覧は以下のウェブサイトから検索可能です。
<https://zehweb.jp/registration/battery/>
- SII 登録済製品でない場合は、類焼に関する安全設計について耐類焼性を有していることの証明書等 (JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書 (モジュール以上)) の提出が必要となります。設置予定の蓄電池メーカーのカタログ、仕様書等により要件を満たしていることを確認してください。様式内の URL で確認出来る場合は提出不要です。

2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)

(1) 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費のうち、以下のとおりとします。

費目	内容	備考
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	基本設計費、実施設計費、システム設計費等

機器費	助成対象設備の購入に必要な経費（塩害対応等、島しょ地域特有の事情に起因して必要となる対応に係る経費も含む。）	<p>助成対象設備に要する以下の経費です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①購入費 ②製造費及び改造費（塩害対策費等、島しょ地域特有の事情に起因して必要な費用に限ります。） <p>※国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。</p>
工事費	助成対象設備の設置に必要な経費（塩害対応等、島しょ地域特有の事情に起因して必要となる対応を施す場合の当該施工に係る経費も含む。）	<p>附帯設備に要する経費、助成対象設備及び附帯設備の設置に要する経費とし、必要最低限とします。</p> <p>＜附帯設備の例＞</p> <p>本事業の目的を達成するために最低限必要な設備となり、例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①太陽電池モジュール等の架台 ②蓄電池用収納盤 ③運転データ等を取得するために必要な機器（助成対象設備専用に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> ・計測機器 ・データ記録及び集計のための専用機器（ただし、データ取得専用に使用するものに限ります。） ・表示装置 ・監視システム ④保護装置、逆潮流防止装置 OVGR、ZPD、RPR 等 ⑤分電盤及び盤用機器 配線用遮断器、漏電遮断器等 ⑥変圧器 ⑦特定負荷分電盤、自立運転用コンセント <p>＜設置に要する経費の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①輸送費 ②保管費（設置するまでの一時的な保管費用） ③設置・組立工事費 ④運搬・揚重費 ⑤足場等直接仮設費 ⑥既設設備（配電盤・分電盤等）の改造費 ⑦機械基礎工事 ⑧屋上の防水補強工事費（設備設置範囲のみ） ⑨塩害対策・風況対策費等島しょ地域対応費 ⑩試運転費 ⑪配線・配管等の材料費 <p>助成対象設備間をつなぐもの、助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについては対象外設備の接続部分までを助成対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫法令で定められている必要不可欠な工事 ⑬諸経費、一般管理費、共通仮設費、法定福利費（助成対象外工事を含む場合、助成対象分のみ対象）

※1 ハイブリッドパワーコンディショナー（HYB-PCS）等の対象経費について
 HYB-PCS 等、太陽光／蓄電池兼用の設備を設置する場合、当該設備の購入費及び設置工事費を2分割した金額を太陽光発電設備と蓄電池それぞれの助成対象経費とします。
 HYB-PCS 以外の太陽光／蓄電池兼用となる設備の購入費及び設置工事費についても同様の取扱いとします。

電気自動車へ充放電できる機能を有するパワーコンディショナー（V2x 等充放電機能含む。以下、「TPCS」）を導入する場合、電気自動車を既に所有している又は所有する予定の場合は助成対象と出来ます。所有している場合は電気自動車の車検証を交付申請時に提出してください。電気自動車を実績報告時までに所有する予定の方は、その旨がわかる書類（購入契約書等）を交付申請時に提出し、実績報告時に車検証を提出してください。実績報告時に車検証が提出できない場合は電気自動車へ充放電できる機能は助成対象外とみなし、TPCS 本体購入費と設置に係る工事費の 2/3 を助成対象経費とします。電気自動車を所有していない、所有する予定が無い方が TPCS を導入する場合は、電気自動車へ充放電できる機能は助成対象外の機能とみなすため、TPCS 本体購入費と設置に係る工事費の 2/3 を助成対象経費とします。

HYB-PCS、TPCS 及び太陽光／蓄電池兼用となる設備の申請を行う際には、購入費及び設置工事費を、各機器の費用として分離させた内訳金額を見積書等に記載してください。蓄電池と一体でシステム構成されている HYB-PCS の場合は、当該設備と同等の HYB-PCS（または蓄電池）の価格を参考に HYB-PCS の価格を見積もりいただき、当該価格を 2 分割して太陽光発電設備及び蓄電池の対象経費を算出してください。工事費については、算出した太陽光発電設備及び蓄電池の対象経費で按分してください。

※2 屋上の防水補強工事費等に設備設置範囲外の費用を含む場合、設備設置範囲の水平投影面積分が助成対象経費となります。防水補強工事が必要な屋根画像等根拠資料、対象経費算出根拠となる図面及び計算書等の資料を提出してください。

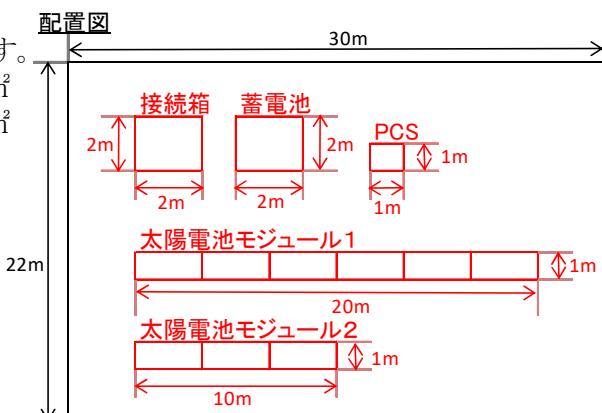
<例>

設置範囲の水平投影面積は以下のとおりです。

太陽電池モジュール 1 : $20m \times 1m = 20 m^2$
 太陽電池モジュール 2 : $10m \times 1m = 10 m^2$
 蓄電池 : $2m \times 2m = 4 m^2$
 PCS : $1m \times 1m = 1 m^2$
 接続箱 : $2m \times 2m = 4 m^2$
 設置面積の合計 : $39 m^2$
 $\underline{\text{防水工事対象面積}} = 30m \times 22m = 660 m^2$

防水工事費が 4,000,000 円の場合、助成対象経費は以下のとおりです。

$4,000,000 \text{ 円} \times (39 m^2 / 660 m^2) = \underline{\text{236,363 円}}$
 (少数点以下を切り捨てします。)



※3 増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。ただし、既設部分に係る経費（既設モジュールの撤去及び再取り付けに係る経費、既設モジュールの架台の交換に関する経費等）は対象外となります。既設に関する経費と新設に関する経費の見積もりは分けて計上してください。

(2) 助成対象外となる経費の具体例は以下のとおりです。

- ・土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事（野立ての場合、基礎部分のコンクリート、鉄筋等の費用のみ対象経費となります。基礎に設備設置範囲外を含む場合、防水補強工事と同様に水平投影面積分が助成対象経費となります。）
- ・フェンス工事（野立ての場合は対象となります。）
- ・既設構築物等の撤去・移設・処分に係る経費
- ・産廃処分費

- ・植栽、防草シート及び外構工事
- ・客先協議費（マンション総会・理事会への同席等）
- ・助成金申請の代行手数料、コンサルタント料（図面作成等の設計費は除く。）
- ・土地の取得及び賃借料（リース代）
- ・建屋に係る費用
- ・中古品（リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池は対象です。）
- ・メンテナンス、保守点検等に係る費用
- ・助成対象外の設備と共に使用する附帯設備（保護装置、逆潮流防止装置は除く。）

(3) (1) の規定にかかわらず、以下は助成対象経費となりません。

- ・公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費、発注した機器又は施工した工事の経費（島しょ地域の町村を除く。）
- ・助成対象事業に係る消費税及び地方消費税（島しょ地域の町村を除く。）
- ・金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。）
- ・公社が過剰であると認める経費、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- ・その他公社が助成対象外と認めた経費
- ・キャッシングバック等※

※「キャッシングバック等」とは、キャッシングバックや協賛金（工事実績のHP掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

本申請について、原則、助成額をキャッシングバック等に利用しないでください。契約を締結するにあたり、キャッシングバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、見積書の内訳等にキャッシングバック予定額を記載して提出してください。

なお、商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様とします。

(4) 見積書、請求書等には可能な限り助成対象外経費を含めないでください。助成対象外経費を含める場合、対象外となる経費を判別できるように項目を分けてください。

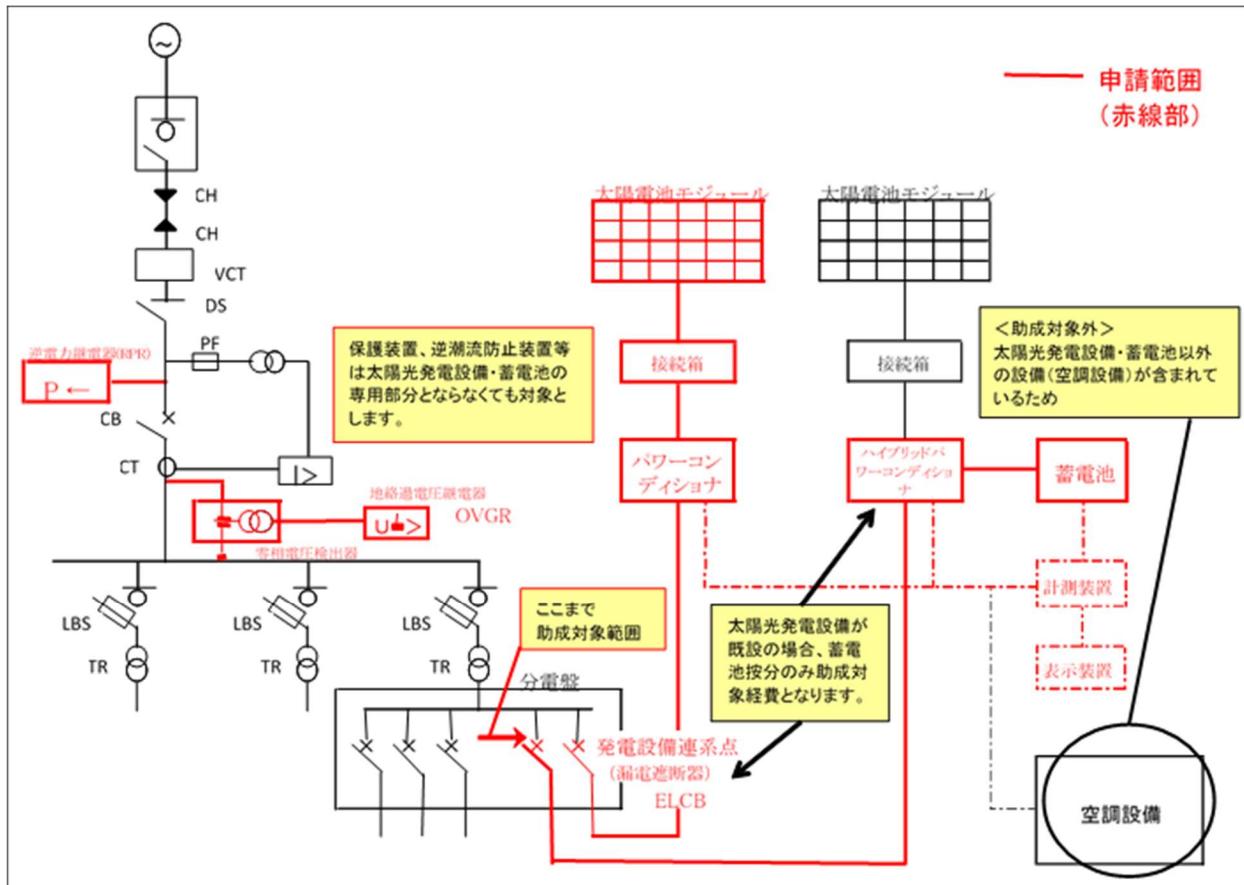
※ 以下のような記載方法は認められません。

- ・モジュール工事費（申請費含む）
- ・モジュール工事費（撤去費含む）
- ・蓄電池設置工事費（外構工事費含む）
- ・蓄電池（メンテナンスパック10年含む）
- ・蓄電池（キャッシングバック含む）

対象外となる申請費、撤去費等を別項目にし、助成対象経費を明確にしてください。

(5) 助成対象範囲について

- 既設設備との取り合いについて、太陽光発電設備及び蓄電池から連系用遮断器までを助成対象範囲とします。
 - 原則、太陽光発電設備及び蓄電池の専用設備のみを助成対象経費とします。
- <例>



(6) 利益等排除について

助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者の関連会社等からの調達分がある場合、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とします。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合（例）

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

$$\rightarrow \text{助成対象経費} = \text{原価} \text{ (製造原価又は工事原価)}$$

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

$$\rightarrow \text{助成対象経費} = \text{市場流通価格又は取引価格} \times (1 - \text{自社又は調達先の売上総利益率})$$

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

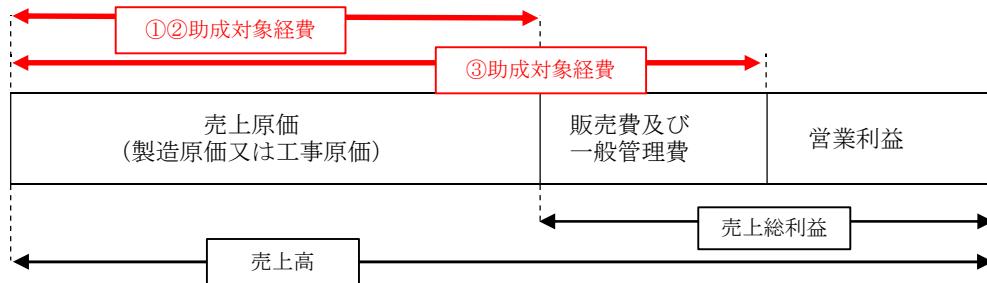
$$\rightarrow \text{助成対象経費} = \text{原価} \text{ (製造原価又は工事原価)} + \text{経費等} \text{ (販売費及び一般管理費)}$$

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

$$\rightarrow \text{助成対象経費} = \text{取引価格} \times (1 - \text{調達先の営業利益率})$$

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 助成金額(交付要綱第7条参照)

都の予算の範囲内において、以下の①、②のいずれか小さい額とします。

① 助成対象経費の3/4の金額

ただし、国等の他の補助金等がある場合、助成対象経費から当該助成金等を控除した額の3/4の金額とします。

② 太陽光発電設備：発電出力に1kW当たり30万円を乗じた額

蓄電池 : 蓄電容量に1kWh当たり30万円を乗じた額

ただし、国等の他の補助金等がある場合、「(当該助成金等を控除した後の助成対象経費) / (当該助成金等を控除する前の助成対象経費)」を更に乗じた額とします。

※1 太陽光発電設備の発電出力及び蓄電池の蓄電容量の算出方法については「2.3 助成対象設備」、助成対象経費の考え方については「2.4 助成対象経費」を確認してください。

※2 本事業における助成金額は、一の助成対象事業につき 100,000,000円を上限とします。

※3 助成金額の千円未満の端数を切り捨てます。

※4 島しょ地域の町村は①の金額とします。

<他の補助金等がある場合の助成金の計算例>

太陽光発電設備の助成対象経費 : 15,552,500円

蓄電池の助成対象経費 : 10,055,000円

太陽光発電設備の発電出力 : 40kW

蓄電池の蓄電容量 : 50kWh

他の補助金等(太陽光発電設備) : 3,000,000円

他の補助金等(蓄電池) : 1,000,000円

太陽光発電設備

① 助成対象経費について

$$(15,552,500円 - 3,000,000円) \times 3/4 = \underline{9,414,375円}$$

② 発電出力に係る金額について

$$40kW \times 300,000円 \times ((15,552,500円 - 3,000,000円) / (15,552,500円)) \\ = \underline{9,685,259円}$$

①<②となり、太陽光発電設備の助成金額は①の金額: 9,414,375円となります。

蓄電池

① 助成対象経費について

$$(10,055,000円 - 1,000,000円) \times 3/4 = \underline{6,791,250円}$$

② 蓄電容量に係る金額について

$$50kWh \times 300,000円 \times ((10,055,000円 - 1,000,000円) / (10,055,000円)) \\ = \underline{13,508,204円}$$

①<②となり、蓄電池の助成金額は①の金額: 6,791,250円となります。

以上より、太陽光発電設備及び蓄電池の助成金額の合計額は以下のとおりとなります。

$$9,414,375円 + 6,791,250円 = 16,205,625円$$

千円未満の端数は切り捨てとなりますので、助成金額は 16,205,000円となります。

2.6 注意事項

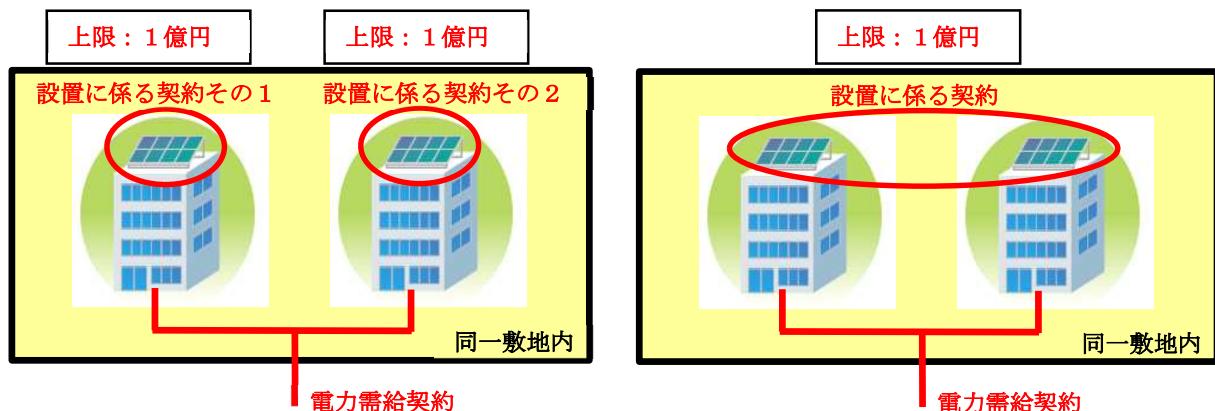
(1) 一の事業の考え方及び申請単位について

同一敷地内の複数の建物に助成対象設備を設置する場合、原則まとめて一の事業として申請いただきますが、建物ごとに一の事業として申請することもできます。建物ごとに一の事業とする場合、それぞれ助成金の上限額は1億円となりますが、事業ごとに申請及び工事契約・売買契約・リース契約をする必要があります。まとめて一の事業とする場合は、全ての建物で合算した助成金額の上限が1億円となりますが、全ての建物に関する申請及び契約も1つにまとめることができます。

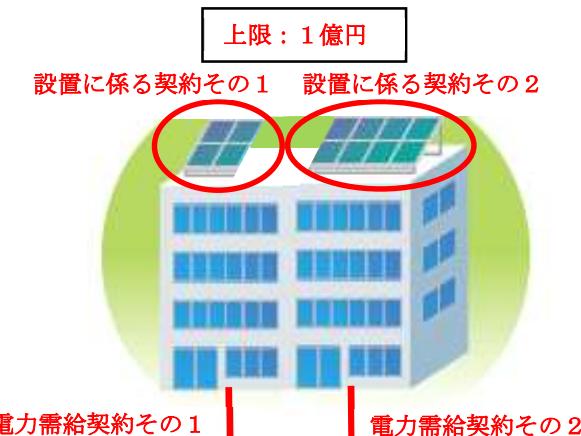
一の事業の考え方の例は以下のとおりです（例以外について、判断が難しい場合は公社に相談してください。）。

① 同一敷地内の複数の建物について申請する場合（電力需給契約はまとめて1契約）

電力需給契約数に関わらず、建物ごとに1事業とすることができます。ただし、全ての建物について、助成対象設備等の設置に係る契約をまとめて1契約として締結している場合は、建物ごとに1事業とはできず、助成金の上限額は全ての建物で1億円となります。



② 同一建物に助成対象設備等を設置する場合においては、契約（工事契約・リース契約等）を分けても1事業とみなし、上限額は建物ごとに1億円となります。電力需給契約が別々でも同様に1億円となります。



(2) リース契約について

- ・リース使用者が助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分を減額してください。リース使用者への助成金の還元方法は一括、分割どちらでも可能ですが、リース契約期間内に全ての助成金を還元してください。
- ・リース契約書、リース計算書等の必要書類を提出してください。リース計算書等でリース使用者に助成金が還元されていることが確認できるようにしてください。
- ・リース契約期間が処分制限期間（4.13 参照）に満たない場合、リース契約満了後に再リース又はリース使用者による買取り・リース使用者への譲渡等、事業を継続する必要があります。買取り・譲渡等の場合、助成事業の承継手続きをしてください。
- ・住宅の売却等によりリース契約期間内に契約を解除し、助成対象設備等の所有権が第三者に移転する場合、財産処分に該当します。

(3) 手続き代行について

申請者は、本事業に係る公社への申請について、施工会社等に手続きの代行を依頼することができます（3.1（5）参照）。

- ・手続き代行を行う場合は、助成金交付申請書に手続き代行者の情報を記載してください。
- ・手続き代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・手続き代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。なお、手続きにおいて疑義が生じた場合、公社から申請者へ直接連絡を取る場合があります。
- ・手続き代行者が本助成金の規定に従って手続きを遂行していない場合、公社は手続き代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

(4) 助成対象外部分を申請書類等に含める場合について（再掲）

助成対象外部分の工事と助成対象部分の工事を一括で契約する場合、それぞれの工事内容及び金額等を明確に判別できるようにしてください。（助成対象部分を明確に判別できない場合、助成対象経費として認められない可能性があります。）また、見積書、請求書等には可能な限り助成対象外の経費を含めないでください。含めたものを提出する場合、対象外となる経費の項目を判別できるよう分けてください。以下のような記載は不可です。

- ・モジュール工事費（申請費含む）
- ・モジュール工事費・撤去工事費（一式）
- ・蓄電池設置工事費（外構工事費費含む）
- ・蓄電池（メンテナンスパック 10年含む）

対象外となる申請費、撤去工事等を別項目にし、助成対象外経費を判別できるようにしてください。

(5) 助成対象経費の支払方法について

支払い可能な方法及び不可能な方法は以下のとおりです。

<可能な方法>

現金、銀行振込、クレジットカード、割賦販売、ローン契約

※ クレジットカードは、決済時点で支払完了（事業完了）とみなします。実績報告時に、当座勘定照合表または通帳のコピーを提出してください。

<不可能な方法>

小切手、手形、相殺、ファクタリング（債権譲渡）、その他不適当と認められる方法

(6) 他の補助金との併用について

太陽光発電設備及び蓄電池の設置に関する都、公社等からの他の助成金との併用はできません。

(7) 安全性の確保及び法規面の遵守について

- ・設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し、申請者の責任の下に設置してください。
- ・系統連系する電力会社の要求する「系統連系に係る設備設計」に従い、設備の設計及び設置をしてください。
- ・近年、風水害等によって助成対象設備の破損や使用不能等のリスクが高くなっています。助成対象設備の設置やそれに伴う工事は、安全性を最大限確保してください。

- ・電気設備の設計及び施工に当たっては、次の基準および法令等を適用してください。

- 電気事業法
- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電気用品安全法
- 建築基準法
- 消防関係法令
- 内線規程
- 高圧受電設備規程
- 建築設備耐震設計・施工指針

- ・電気工事における内線規程は、電力会社が電力供給にあたって、需要施設における電気工事を審査・検査等するための判定基準として用いられるものです。助成対象設備設置の際は、この基準を満たす設計、施工をしてください。

3. 交付申請から助成金交付までの流れ

3.1 交付申請(交付要綱第8条参照)

助成対象事業を行う前に、交付申請をしてください。原則、契約・発注・施工・支払等の事後の申請は認められません（島しょ地域の町村は除きます。）。

(1) 申請受付期間

令和7年度助成金交付申請書受付期限：令和8年3月31日（火）17:00必着

- ※ 1 本事業における書類提出、事業完了、実績報告等の各手続きは、年度をまたいでも構いません。
- ※ 2 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 3 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。
- ※ 4 予算超過日に複数の申請があった場合、当該複数の申請のうち、予算額を超えない申請案件について抽選を行い、本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

(2) 提出書類

助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、その他必要に応じて「5.申請及び実績報告の提出書類について」に掲げる交付申請に必要な書類及びチェックリストを提出してください。

申請書類の様式は、公社ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/island-pv>

(3) 提出方法

原則として、電子メールで提出してください。また、以後提出する書類は、交付申請時と同じ方法（電子メール又は郵送）により提出してください。

<電子メールにより提出する場合>

以下のファイル作成時の注意事項を遵守してください（交付申請書、実績報告書等共通）。

- ① ホームページから交付申請書・実績報告書の提出用フォルダを取得してください。
- ② 交付申請書・実績報告書のフォルダ内の各書類のフォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。必要がないフォルダは削除してください。
- ③ 格納データはPDF形式とし、様式については必ずExcelデータも格納してください。
- ④ 格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ⑤ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

※ 1 複数の申請をする場合、必ず1申請ごとにメールを分けて送信してください。

※ 2 メールの件名を以下のとおりとしてください。

申請書提出時：【島の太陽光】交付申請書提出

実績報告書提出時：【島の太陽光】実績報告書提出（交付決定番号：〇〇）

※ 3 1メールに添付可能なデータ容量は、概ね10Mバイトです。容量が大きくなる場合、メールを複数に分けてください。

提出用メールアドレス
cni-island-pv@tokyokankyo.jp

※ 4 提出書類の受付専用のメールアドレスになりますので注意してください。

<郵送等により提出する場合>

ホームページからダウンロードできる各様式一式に記載されている注意事項及び以下の注意事項を遵守してください。

- ① 提出書類はA4用紙またはA3用紙折りたたみとし、片面印刷としてください。
※ 単線結線図、機器配置図はカラーA3用紙で提出してください。
- ② 原則、申請書類の到着に関する問い合わせに個別に回答することはできません。到着の確認を希望される場合、到着まで追跡可能な方法で郵送し、ご自身で申請書類の到着を確認してください。
- ③ 申請書類に関する電子データは上記のメールアドレスへ送信またはCD-R等による郵送で提出してください。
- ④ 複数の申請書を同時に郵送する場合、1通の封筒にまとめて構いませんが、必ずファイルに綴じ、1申請書ごとに書類を分けてください。
- ⑤ 封筒の表面に「島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業 助成金交付申請書類（実績報告書類）在中」と赤字で必ず記入してください。

提出先
〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階 東京都地球温暖化防止活動推進センター 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業担当

(4) 申請書類の不備について

- 交付申請のために提出した書類に不備があり受理できない場合、公社が修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなします。
- 公社が受理した申請書類及び実績報告書類に不備がある場合、公社が修正を求めた日の翌日から起算して90日以内に当該不備の修正を行わないときは、その申請が取下げられたものとみなします。

(5) 手続き代行について

助成対象者は、助成対象設備を販売・設置する者等に対して手続きの代行を依頼することができます。依頼を受けた手続代行者は、「2.2 助成対象者」に準じ、社会通念上適切であると認められる事業者に限ります。手続代行者は依頼された手続きについて誠意をもって実施し、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう対応してください。手続きを円滑に遂行できないと認められる場合等、必要に応じて代行の停止を求めます。

3.2 審査

- ・導入計画の妥当性（設備の仕様、スケジュール、資金等）を確認いたします。
- ・審査の過程で、公社が現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行い、事業者に追加資料の提出を求める場合があります。
- ・審査の途中経過に関するお問い合わせには回答できません。
- ・原則、提出された申請書類は返却しません。手元に控えを用意してください。
- ・交付決定後に助成対象者の都合で辞退する場合、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合、審査対象から除外します。

3.3 交付決定(交付要綱第9条参照)

- (1) 申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。
- (2) 助成金を交付する場合は助成金交付決定通知書（第5号様式）、不交付とする場合は助成金不交付決定通知書（第6号様式）により通知します。助成金交付決定通知書を助成事業者が求める場合、手続代行者を通じて通知することができます。交付申請時に第1号様式に交付決定通知書の通知方法を記載してください。

- ※ 1 助成金交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、実際に支払う助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後に提出する実績報告書の審査により、助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定通知書の助成金額を超えた場合においても、交付決定時の金額を助成金額とします。
- ※ 2 助成金交付決定通知書は大切に保管してください。（全ての公社からの文書及び関係書類は再発行できません。処分制限期間内（4.13 参照）は破棄せず保管してください。）
- ※ 3 島しょ地域の町村は、助成金交付決定通知書を受領したときは、速やかに助成金交付請求書（第16号の2様式）を公社に提出してください。

3.4 実績報告(交付要綱第19条参照)

- (1) 報告期限

事業完了日から60日以内又は交付申請した翌年度の9月30日17時のいずれか早い日

助成事業完了日

工事完了日、経費支払完了日、系統連系の手続完了日又は国補助金等の他の補助金額確定通知日のいずれか遅い日

- ※ 最終締切日時を過ぎて提出された書類は受け付けません。
- ※ 工事等遅延による実績報告が申請した翌年度の9月末を過ぎることは認められません。
- ※ 事業完了日は実績報告の期日までに確実に終わるように事業を実施してください。

- (2) 提出書類

実績報告書兼助成金交付請求書（第16号の1様式）を含めた「5.申請及び実績報告の提出書類について」に掲げる実績報告に必要な書類及びチェックリストを提出してください（島しょ地域の町村は町村用実績報告書兼助成金交付請求書（第16号の3様式）を含めた書類）。

- ※1 事業完了の遅延が見込まれる場合及び申請時から事業計画を変更する場合、速やかに公社へ届けてください。
- ※2 天災地変その他被交付者の責に帰すことのできない理由として公社が認める場合は、公社が認める期間までに報告してください。

3.5 助成金の額の確定(交付要綱第20条参照)

実績報告の内容についての書類審査により、当該助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に対し、助成金額確定通知書（第17号様式）により通知します。助成金額確定通知書を被交付者が求める場合、手続代行者を通じて通知することができます。実績報告時に第16号の1様式又は第16号の3様式に通知方法を記載してください。

確定する本助成金の額は、交付決定通知書に記載した交付決定額（助成事業計画変更届出を受けている場合は、変更された後の額）と、実績報告額のいずれか低い額とします。

- ※ 1 必要に応じて現地調査等を実施します。
- ※ 2 申請どおりに設備が設置されていない場合、助成金をお支払いできない可能性がある

- ります。
- ※3 助成金額の確定後においても、「4.8 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。
- ※4 助成対象経費の妥当性を確認するため、追加資料（費用の詳細な内訳、工程表、工事の人工が確認できる資料等）を提出いただく可能性があります。助成対象経費が妥当と判断できない場合、助成金額の減額あるいは不交付とすることがあります。

3.6 助成金の交付（交付要綱第21条参照）

助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、本助成金を支払います。リース契約を行う場合にあっては、リース事業者に本助成金を支払います（島しょ地域の町村には、交付決定時に助成金交付請求書を受領した後、本助成金を支払います）。

3.7 交付の条件（交付要綱第10条参照）

助成金の交付決定にあたり、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（被交付者）に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- (1) 交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得・整備し、または効用の増加した財産を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (2) 公社が本助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合、これに従わなければなりません。
- (3) 公社が本助成金の交付決定の全部または一部の返還を請求した場合、公社が指定する期日までに返還し、違約加算金を併せて納付しなければなりません。この場合、当該期日までに返還しなかったときは、延滞金を納付しなければなりません。
- (4) 本事業により設置した太陽光発電設備による発電で得られるすべての環境価値を、助成事業完了日（工事完了日、経費支払完了日、系統連系の手続完了日又は国補助金等の他の補助金額確定通知日のいずれか遅い日）から処分制限期間（4.13 参照）が経過するまでの間、都に無償で譲渡するとともに、譲渡した環境価値を都有施設における電力使用に充当することに同意しなければなりません。
- (5) 助成対象設備について島しょ地域という自然条件を踏まえ、構造上安全な状態を確保するとともに、塩害を考慮した必要な対策を施さなければなりません。また、公社が求めた場合、安全性等を確認する書類の提出に応じなければなりません。
- (6) 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、または現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければなりません。
- (7) 助成対象経費について本助成金以外に都、公社又は都の補助金の交付を受け補助金交付事業を行う者から、本事業と事業目的及び対象を同一とする補助金等を受給した又は今後受給する事業でないこととします。
- (8) 被交付者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者、以下同じ。）であり、第三者に販売することを目的としている場合にあっては、被交付者は、第三者に販売する際に、当該住宅に設置されている助成対象設備が本助成金の交付を受けたものであることを書面により提示し、本助成金について説明しなければなりません。
- (9) 被交付者のうち、都が出資した特別法人など公的色彩が強い法人については、必要に応じ、助成事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告やその他の協力を行わなければなりません。
- (10) 被交付者が助成対象設備に係るリース契約の貸主である場合、リース料金の設定にあっては、本助成金の交付額に相当する金額を減額しなければなりません。
- (11) 被交付者は、助成事業の実施にあたり、実施要綱及び交付要綱、その他法令の規定を遵守しなければなりません。

4. その他必要に応じた手続き等

4.1 申請の撤回(交付要綱第 11 条参照)

本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 7 号様式）を公社に提出し、申請の撤回することができます。

4.2 助成事業の承継(交付要綱第 12 条参照)

- (1) 被交付者の地位の承継が行われた場合において、被交付者の地位を承継した承継者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は助成事業承継届出書（第 8 号様式）を公社に提出してください。ただし、助成事業完了日から処分制限期間（4.13 参照）を経過後に被交付者の地位の承継があった場合を除きます。

承継とは

相続、法人の合併若しくは分割、契約による共同申請者への所有権移転又は住宅供給事業者の住宅販売に限ります。

- (2) 公社は、承継の届出を受けた場合、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適当でないと認めた場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (3) 承継による被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとする者（辞退者）は、速やかに被交付者の地位承継辞退を公社に届出してください。
- (4) 公社は、本助成金が支払われる前に地位承継辞退の申請を受けた場合、交付決定の全部を取り消します。
- (5) 公社は、本助成金が支払われた後に地位承継辞退の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（算出金）を請求します。
- (6) 辞退者は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (7) 公社は、辞退者から算出金の納付を受けたときは、被交付者の地位を辞退することを承認します。
- (8) 公社は、承継の届出を受けた場合、交付要綱及び手引きの「被交付者」を「承継者」と読み替えて、規定を適用します。

4.3 事情変更による決定の取消し等(交付要綱第 13 条参照)

公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。

4.4 助成事業の計画変更に伴う届出(交付要綱第 14 条参照)

- (1) 以下のいずれかに該当する場合、事前に助成事業計画変更届出書（第 10 号様式）を提出してください。
- ① 助成事業の内容を変更しようとするとき（事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除きます。）
 - ② 助成対象経費の金額又は内訳を変更しようとするとき（事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除きます。）
- (2) 公社は、(1) の届出を受け、必要に応じて内容を審査し助言その他必要かつ適切な措置を求めます。被交付者がそれに従わなかった場合、交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

- ※1 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に該当します。
- ※2 事業計画の変更は時間を要することがあり、結果的に工事期間の延長に繋がる可能性があります。十分に検討したうえで交付申請してください。
- ※3 軽微な変更の場合、変更届出書の提出は必要ありませんが、必ず事前に公社へ相談してください。

<助成事業計画変更の例>

- ・太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の型番・数量の変更
- ・太陽電池モジュール架台、蓄電池収納盤、表示装置等の附帯設備の仕様・数量の変更
- ・機器設置場所、配管・配線の数量等の大幅な変更
- ・太陽光発電設備の各系列の出力の変更

4.5 事業者情報の変更に伴う届出(交付要綱第 15 条参照)

以下のとおり事業者情報を変更した場合、速やかに事業者情報の変更届出書（第 12 号様式）を公社に提出してください。

種別	事業者情報の変更内容
個人・個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

4.6 債権譲渡の禁止(交付要綱第 17 条参照)

交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（4.2 助成事業の承継を除く。）をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4.7 助成事業の中止又は廃止の届出(交付要綱第 18 条参照)

助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに助成事業中止（廃止）届出書（第 14 号様式）を公社に提出してください。

4.8 交付決定の取消し(交付要綱第 22 条参照)

次のいずれかに該当する場合、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- ・交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき
- ・本事業に係る公社の指示に従わなかつたとき
- ・交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等または暴力団に該当するに至ったとき
- ・その他本助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令又は実施要綱並びに交付要綱の規定に違反したとき

取消しをした場合、速やかに当該被交付者に助成金交付決定取消通知書（第 18 号様式）により通知します。助成金の額の確定後においても取り消すことがあります。

<取消しの具体例>

- ・要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・処分制限期間内に太陽光発電設備の固定価格買取制度の認定を受けた場合
- ・他の都の助成金（同一助成対象経費の場合）等との重複受給が判明した場合
- ・本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合
- ・処分制限期間内に故障した設備を放置する等、助成対象設備による発電及び蓄電を安定かつ継続的に実施しない場合

4.9 不正手続等に対する措置(交付要綱第 22 条の2参照)

公社は、助成事業者又は手続代行者（以下本条において「助成事業者等」という。）が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に

違反する行為を行った場合には、当該助成事業者等に対し、次の措置を講じることができます。この場合において、助成事業者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該助成事業者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用します。

- ①第9条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第25条の規定による違約加算金の納付の請求
- ②公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- ③氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

4.10 本助成金の返還(交付要綱第23条参照)

- (1) 取消し又は中止若しくは廃止の届出を行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、助成金返還請求通知書（第19号様式）により期限を付して本助成金の全部又は一部の返還を請求します（島しょ地域の町村については、交付すべき助成金の額を確定したときに、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、期限を設定して返還を命じます。）。
- (2) 本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本助成金を公社に返還してください。
- (3) 本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第20号様式）を提出してください。
- (4) (3)は、「4.10 違約加算金」及び「4.11 延滞金」を請求した場合に準用します。

4.11 違約加算金(交付要綱第24条参照)

- (1) 返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- (2) 違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.12 延滞金(交付要綱第25条参照)

- (1) 本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含みます。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- (2) 延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.13 他の助成金等の一時停止(交付要綱第26条参照)

本助成金の返還を請求し、当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.14 財産の管理及び処分の制限(交付要綱第27条、第28条参照)

- (1) 財産の管理及び処分の制限

取得財産等について、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従つてその効率的な運用を図り、原則処分を認められません。また、故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。

※ 取得財産等には、太陽光発電設備及び蓄電池に加え、助成対象の附帯設備一式も含みます。
- (2) 処分制限期間

(1) の制限期間は、助成事業完了日（工事完了日、経費支払完了日、系統連系の手続完了日又は国補助金等の他の補助金額確定通知日のいずれか遅い日）から以下の処分制限期間内とします。

処分制限期間	
太陽光発電設備 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
蓄電池	6年

処分とは

本助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、担保に供すること等が該当します。

<処分の例>

- ・住宅・施設等を売却し、取得財産等の所有権が変わった場合
- ・故障した取得財産等を廃棄した場合（新品に交換した場合等、改善に係る措置をとった場合は除きます。）
- ・取得財産等を担保に資金を借り入れた場合

(3) 処分に係る必要な手続き

以下の取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ公社の承認を得た上で、算出金を公社に納付しなければなりません（助成事業完了日から処分制限期間を経過した場合及び天災地変その他被交付者の責に帰することができない理由として公社が認める場合は除きます。）。

助成対象設備（太陽光発電設備（PCS等含む）、蓄電池）	全ての設備
助成対象設備を除く取得財産等 (取得価格又は1件当たりの効用の増加価格)	50万円以上

<手続きの流れ>

- ① あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第21号様式）を公社に提出してください。
- ② 必要に応じて助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（算出金）を財産等の処分に係る納付額通知書（第22号様式）により請求します。
- ③ 算出金を公社に納付してください。
- ④ 算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに財産等処分承認通知書（第23号様式）により通知します。

<算出金の計算方法>

$$\text{算出金の額} = \frac{\text{助成額} \times (1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}})}{}$$

※1 経過期間は、助成事業完了日からの月数で計算します。

※2 各設備の助成額は、助成対象事業経費内訳書又は見積書・請求書等の内訳書に記載されている各設備の金額（内訳書記載額）が根拠となります。

4.15 助成事業の経理（交付要綱第29条参照）

- ・助成事業の経理について、その収支を明確に区分した証拠の書類（帳簿や支出の根拠書類等）を整備しておかなければなりません。
- ・証拠の書類について、交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から、処分制限期間を超過するまでの期間、保存しておかなければなりません。

4.16 調査等、指導・助言(交付要綱第 30 条、第 31 条参照)

- ・公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、本事業に関する報告を求め事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、関係者に質問します。被交付者はこれに協力しなければなりません。
- ・本事業の適切な執行のため、必要な指導及び助言を行うことができます。

4.17 個人情報等の取り扱い(交付要綱第 32 条参照)

- ・本事業の実施に関して知り得た被交付者に係る個人情報及び企業活動上の情報（個人情報等）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供します。
- ・上記及び法令に定められた場合を除き、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、または第三者から収集することはありません。

5. 申請及び実績報告の提出書類について**5.1 提出書類一覧**

必要な提出書類は、助成対象設備の容量・助成対象者の種別により、以下のとおりとなります
(①の場合は提出書類を簡略化できます。)。

- ① 住宅用（以下の両方の条件を満たす場合）
 - ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が 10kW 未満（蓄電池単体の場合は蓄電容量 20kWh 未満）
 - ・助成対象者（リースの場合はリース使用者）が個人、個人事業主又は住宅供給事業者
※ 住宅供給事業者は販売用住宅に限ります。
- ② ①を除く全て

一覧は次ページ以降をご覧ください。

①(住宅用) 別表第1 交付申請に必要な提出書類(第8条関係) ○:必須、△:対象の場合

交付 要綱 別表 No	提出書類	様式	①	備考
1	提出書類チェックリスト		○	
2	助成金交付申請書	第1号 様式	○	助成対象事業経費内訳書を含みます。
3	誓約書	第2号 様式	○	
5	登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し		△	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給事業者の場合に提出してください(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。)。 ・発行から3ヶ月以内のものに限ります。 ※「法律により直接設立された法人」(2.2 助成対象者「事業者の種別ケ」)に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。 ・登記情報提供サービスにより取得した情報の提出によることもできます。
	身分証明書		△	個人、個人事業主の場合に提出してください。
6	見積書		○	助成対象設備が特定できる型式等を記入してください。
7	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠		△	助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達等がある場合に提出してください。
10	リース契約書及びリース計算書(案)		△	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約を行う場合に提出してください。 ・交付申請時点でリース料が決定している場合は、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
11	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)		△	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
12	住宅販売時の重要事項説明書(案)等		△	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給事業者が販売するために設置した場合に提出してください。 ・本助成金の交付を受けたものであり、要綱を遵守することを明示してください。
13	既設太陽光発電設備の出力を確認できる書類		△	蓄電池を単体で申請する場合又は既存太陽光発電設備を蓄電池に接続し、助成対象容量上限の計算に算入し申請する場合に提出してください。
14	FIT 認定期間が終了又は解除したことを証明する書類		△	認定を受けている既設太陽光発電設備から得られた電気を蓄電する蓄電池を設置する場合に提出してください。
15	その他公社が必要と認める書類		△	必要な場合に提出してください。
16	電子データ一式		○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。

※ **赤太字下線**の申請書類については「5.2 提出書類に関する注意事項等」も確認してください。

①(住宅用) 別表第2 実績報告に必要な提出書類(第19条関係) ○: 必須、△: 対象の場合

交付要綱別表No	提出書類	様式	①	備考
1	提出書類チェックリスト		○	
2	実績報告書兼助成金交付請求書	第16号の1様式	○	
5	銘板写真		○	<ul style="list-style-type: none"> 全ての助成対象設備(太陽電池モジュール、PCS、蓄電池)の銘版写真を提出してください。同一型式の設備は、代表となるもの1枚でかまいません。 設置機器の型式・製造番号が確認できるものに限ります。
6	工事写真		○	<ul style="list-style-type: none"> 設置した場所、設置した建物等が確認できる写真を提出してください。 *全ての助成対象設備(太陽電池モジュール、PCS、蓄電池)が確認できる(写真でモジュール等の数量が突合できる)写真を提出してください。 設置場所の工事前・工事後の写真を含めてください。
7	契約書(写し)		○	工事、売買等に関するものを提出してください。発注書又は請書でも可能です。
8	請求書(写し)		○	
9	領収書(写し)		○	<p>信用分割払いの場合以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行業者発行、助成対象者宛の領収書(写し) 領収書に収入印紙貼付が無い場合:信販契約書等の写し(返済計画含む)
10	保証書又は出荷証明書(写し)		○	<p>製造番号及び設置住所を明記してください。</p> <p><保証書又は出荷証明書が必要な機器></p> <p>太陽電池モジュール、蓄電池、PCS</p>
11	リース契約書及びリース計算書		△	<ul style="list-style-type: none"> リース契約を行う場合に提出してください。 リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
13	電力会社との協議内容がわかる資料		△	<ul style="list-style-type: none"> 電力購入に関する電力会社の文書(照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください(例:系統連系に対する検討結果回答書等)。 蓄電池単体は協議を行った場合に提出してください。
14	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写し)		△	<ul style="list-style-type: none"> 国等の補助金等の交付を受ける場合に提出してください。 実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。 公社から指示がある場合は、国等の補助金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
15	振込口座が確認できる資料		○	
16	住宅販売時の重要事項説明書等		△	<ul style="list-style-type: none"> 内容が確定したものを提出してください。 住宅供給事業者が販売するために設置した場合に提出してください。 本助成金の交付を受けたものであり、交付要綱を遵守することを明示してください。
17	その他公社が必要と認める書類		△	必要な場合に提出してください。
18	電子データ一式		○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
-	FIT認定期間が終了又は解除したことを証明する書類		△	令和7年3月31日までに交付申請をした助成対象者であって、かつ認定を受けている既設太陽光発電設備から得られた電気を蓄電する蓄電池を設置する場合には、実績報告時に提出してください。

* 赤字下線の申請書類については「5.2 提出書類に関する注意事項等」も確認してください。

②(①以外) 別表第1 交付申請に必要な提出書類(第8条関係) ○:必須、△:対象の場合

交付 要綱 別表 No	提出書類	様式	②	備考
1	提出書類チェックリスト		○	
2	助成金交付申請書	第1号 様式	○	助成対象事業経費内訳書を含みます。
3	誓約書	第2号 様式	○	
4	事業実施計画書	第4号 様式	△	・個人、個人事業主、住宅供給事業者(販売用住宅に限る)を除きます。 ・全ての助成対象設備について、仕様等が確認できるHPのURLの一覧又はカタログデータ等を添付してください。
5	登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し		△	・法人の場合に提出してください(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・発行から3ヶ月以内のものに限ります。 ※「法律により直接設立された法人」(2.2 助成対象者「事業者の種別ケ」)に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。 ・登記情報提供サービスにより取得した情報の提出による事もできます。
	身分証明書		△	個人、個人事業主の場合に提出してください。
	総会の議事録 ※分譲マンションの場合		△	法人格のない管理組合の場合に提出してください。
6	見積書		○	助成対象設備が特定できる型式等を記入してください。
7	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠		△	助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達等がある場合に提出してください。
8	単線結線図		○	
9	機器配置図		○	屋上の防水補強工事等に設備設置範囲外の費用を含む場合、対象経費算出根拠となる図面及び計算書等の資料を添付してください。
10	リース契約書及びリース計算書(案)		△	・リース契約を行う場合に提出してください。 ・交付申請時点でリース料が決定している場合は、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
11	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)		△	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
12	住宅販売時の重要事項説明書(案)等		△	・住宅供給事業者が販売するために設置した場合に提出してください。 ・本助成金の交付を受けたものであり、要綱を遵守することを明示してください。
13	既設太陽光発電設備の出力を確認できる書類		△	蓄電池を単体で申請する場合に提出してください。
14	FIT認定期間が終了又は解除したことを証明する書類		△	認定を受けている既設太陽光発電設備から得られた電気を蓄電する蓄電池を設置する場合に提出してください。
15	その他公社が必要と認める書類		△	必要な場合に提出してください。
16	電子データ一式		○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。

※ **赤太字下線**の申請書類については「5.2 提出書類に関する注意事項等」も確認してください。

② (①以外) 別表第2 実績報告に必要な提出書類(第19条関係) ○: 必須、△: 対象の場合

交付要綱別表No	提出書類	様式	②	備考
1	提出書類チェックリスト		○	
	実績報告書兼助成金交付請求書	第16号の1様式	△	島しょ地域町村以外の場合
2	助成金交付請求書	第16号の2様式	△	島しょ地域町村の場合
	町村用 実績報告書兼助成金交付請求書	第16号の3様式	△	島しょ地域町村の場合
3	単線結線図		○	竣工図を提出してください。
4	機器配置図		○	竣工図を提出してください。
5	銘板写真		○	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての助成対象設備(太陽電池モジュール、PCS、蓄電池)の銘版写真を提出してください。同一型式の設備は、代表となるもの1枚でかまいません。 ・設置機器の型式・製造番号が確認できるものに限ります。
6	工事写真		○	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した場所、設置した建物等が確認できる写真を提出してください。 ※全ての助成対象設備(全ての太陽電池モジュール、PCS、蓄電池)が確認できる(写真でモジュール等の数量が突合できる)写真を提出してください。 ・設置場所の工事前・工事後の写真を含めてください。
7	契約書(写し)		○	工事、売買等に関するものを提出してください。発注書又は請書でも可能です。
8	請求書(写し)		○	
9	領収書(写し)等の支払いが完了したことがわかる書類		○	銀行振込による振込明細書、取引履歴等の写しの提出によることができます。
10	保証書又は出荷証明書(写し)		○	製造番号及び設置住所を明記してください。 <保証書又は出荷証明書が必要な機器> 太陽電池モジュール、蓄電池、PCS
11	リース契約書及びリース計算書		△	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
12	試運転結果報告書		○	設置完了後に試運転した結果をまとめてください。
13	電力会社との協議内容がわかる資料		△	<ul style="list-style-type: none"> ・電力購入に関する電力会社の文書(照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください(例:系統連系に対する検討結果回答書等)。 ・蓄電池単体は協議を行った場合に提出してください。
14	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写し)		△	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合、公社に相談してください。 ・公社から指示がある場合は、国等の助成金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
15	振込口座が確認できる資料		○	

16	住宅販売時の重要事項説明書等		△	・内容が確定したものを提出してください。 ・住宅供給事業者が販売するために設置した場合に提出してください。 ・本助成金の交付を受けたものであり、要綱を遵守することを明示してください。
17	その他公社が必要と認める書類		△	必要な場合に提出してください。
18	電子データー式		○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
-	FIT 認定期間が終了又は解除したことを証明する書類		△	令和7年3月31日までに交付申請をした助成対象者であって、かつ認定を受けている既設太陽光発電設備から得られた電気を蓄電する蓄電池を設置する場合には、実績報告時に提出してください。

※ **赤太字下線**の申請書類については「5.2 提出書類に関する注意事項等」も確認してください。

5.2 提出書類に関する注意事項等

(1) 身分証明書

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

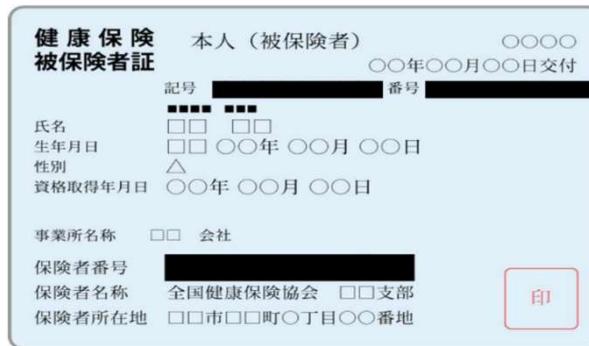
以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期内であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請者本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
※ 該当箇所をマスキングしてください。
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可です。）
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障がい者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障がい者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード（裏面は不要です。）

- ・現住所及び氏名の記載（氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合、両方の面（ページ）が必要です。）
- ・日本で発行されたもの
- ・健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードを必ずマスキングしてください（付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。）。

マスキングの例



(2) 契約書（写し）

以下内容が分かる書類を提出してください。

- ① 契約締結日
- ② 契約者名（助成対象者である必要があります。）
- ③ 工事内容・対象機器
- ④ 発行者
- ⑤ 発行会社印
・契約日は交付決定日より後のものである必要があります（同日でも可です。）。

(3) 工事写真・施設の全景写真

- ① 助成対象設備、設置数量、設置した場所等が確認できる写真を提出してください。太陽電池モジュールについては設置されている全ての枚数が確認でき、各系列の枚数も確認できる写真としてください。
- ② 設置場所については、工事前の写真を含めてください。
- ③ 1階部分から施設全体（住宅では正面玄関側）が写っているものをご用意ください。
- ④ 対象機器を設置する施設と対象機器から供給される電力を使用する施設が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- ⑤ 全景写真では、設置機器が写っていないなくても構いません。
- ⑥ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ⑦ 写真は、カラーで PDF データ化したものを提出してください。
 - ・写真が不鮮明な場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
 - ・Google マップ等、Web 上の地図の写しでの提出は認められません。

(4) 銘板写真

- ① 設置機器の型番及び製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 写真が不鮮明な場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ④ 写真は、カラーで PDF データ化したものを提出してください。

(5) 振込口座が確認できる資料

助成金交付請求書の「振込口座が確認できる資料」です。金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義等の助成金振込口座情報が明記されている通帳のコピー等を提出してください。

- ・助成金申請者と同一の口座名義としてください。
- ・インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの又は金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出してください。

(6) 既設太陽光発電設備の出力を確認できる書類（蓄電池単体の申請の場合）

以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出してください。

- ① 再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（設備認定通知書）
- ② 買取期間満了通知書
- ③ 電力会社の買取明細
- ④ 接続契約のご案内
- ⑤ 保証書
 - ・「発電出力 (kW)」の記載が必要です。
 - ・上記書類の提出が困難な場合は、太陽光発電設備の発電出力が確認できる別の設備（蓄電池、パワーコンディショナー、太陽電池モジュール等）の保証書や仕様書等を提出してください。

既設太陽光発電設備が上記認定（FIT）を受けている場合、交付申請時までに認定期間が終了又は認定を解除していることを条件に助成対象とします。交付申請時に、証明できる資料を提出してください。

※ 上記資料は令和6年度事業では実績報告時までの提出を要件としていましたが、令和7年度事業より交付申請時点での提出が必要となりました。令和7年3月31日までに交付申請をしていた助成対象者は実績報告時に資料を提出してください。

6. 提出書類作成例

①見積書作成例

申請者等、事業の関係者としてください。

見積書発行日を
記載してください。

年 月 日

御 見 積 書

株式会社△△ 御中

申請日時点で有効期限
内としてください。

合計： ○○,○○○,○○○ (税抜)

株式会社〇〇

助成事業名称：○△□助成事業

都市環境事業部

開発課

東京都新宿区〇〇〇丁目

TEL:03-1234-5678

納期：

お支払い条件 :

お支払い条件： 檢収翌月末までに現金支払

見積有効期限：2022年12月28日

承認

検印

担当

納入現場名：設置場所名称・住所等

見積照会番号 : ×××-×××

設置場所名称・住所等
の記載が必要です。

特記事項

②領収書作成例

年　月　日

領 収 書

株式会社△△ 御中

合計： ○○,○○○,○○○ (抜)

但し、 として

上記の金額、正に受領致しました

助成事業名称：○△□助成事業

納入現場名：設置場所名称・住所等

領収書番号：△△△-△△△

見積照会番号：×××-×××

収入
印紙

株式会社○○

都市環境事業部

開発課

東京都江東区□□0 丁目

TEL:03-1234-5678

領収書には発行者の押印を必須とします。

(電子書類の場合を除く)

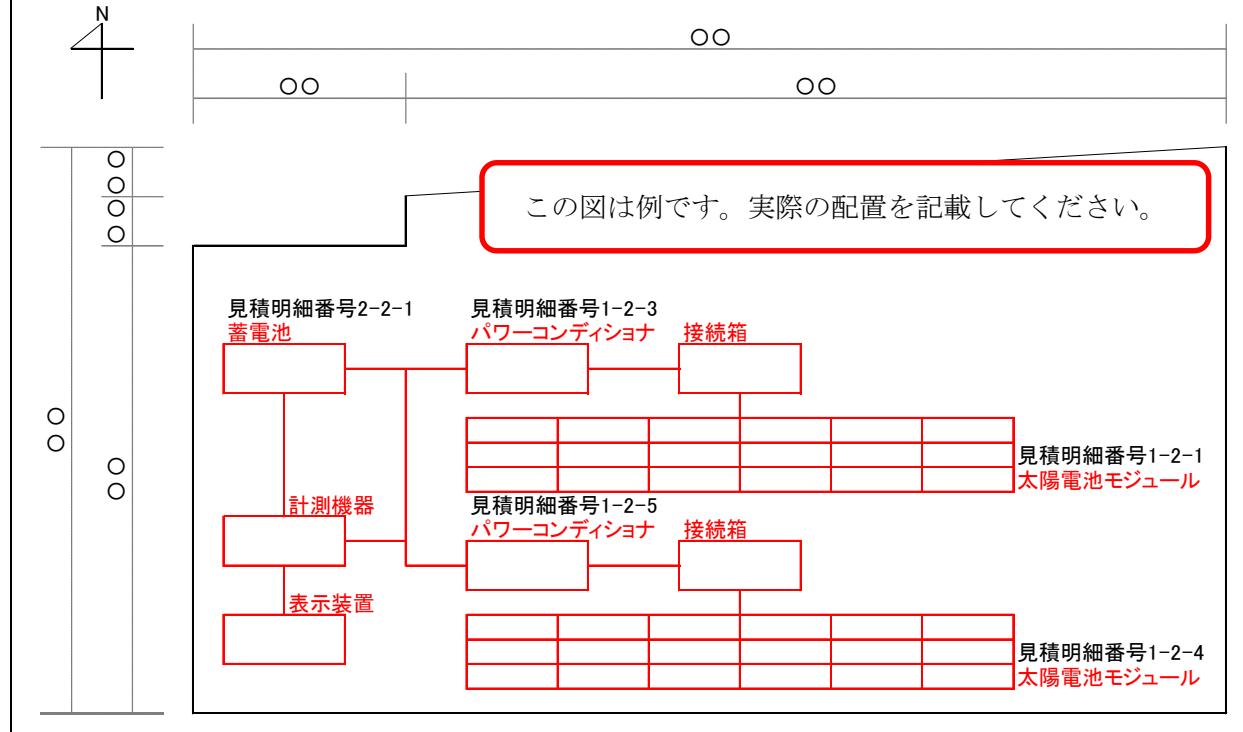
株式会
社○○

承認	検印	担当

備考：

④ 機器配置図

見本

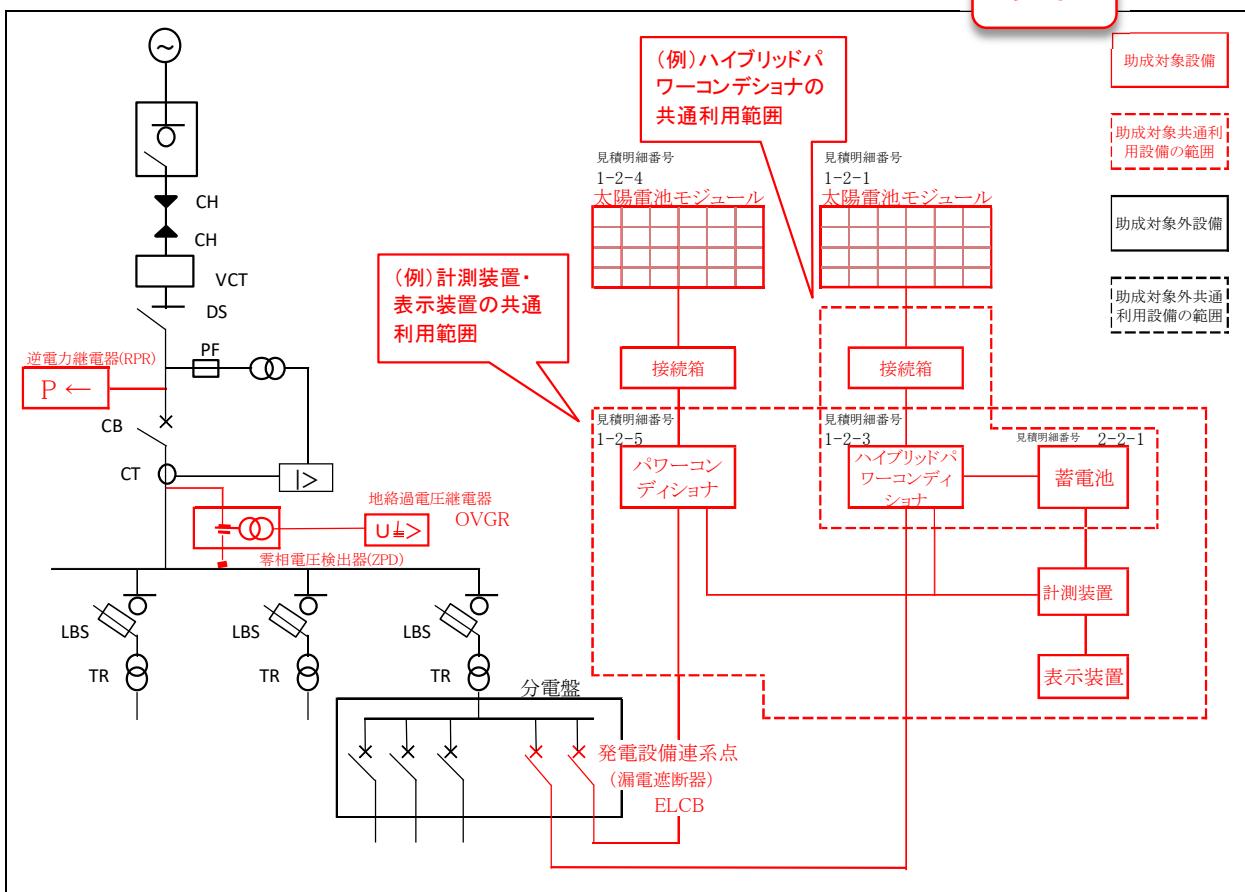


以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。
- すべての機器を平面図に記載してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、見積書明細に記載されている見積明細番号を記載してください。

④単線結線図

見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象設備等を確認できるよう作成してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、助成対象設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 助成対象設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、見積書明細に記載されている見積明細番号を記載してください。

**島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業
助成金申請の手引き**

Ver.5.0

□発行・編集 令和7年4月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1

新宿 NSビル17階

03-5990-5067